静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 5 年 9 月 静 岡 県

第1章	総論	1
第1節	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第1	県の責務及び計画の位置づけ	1
1	県(知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。) の責務	1
2	県行動計画の位置づけ	. 1
3	県行動計画に定める事項	2
第 2	県行動計画の構成	2
第3	県行動計画の対象とする感染症	3
第 4	市町行動計画及び指定地方公共機関業務計画	3
第2節	新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	4
第1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第 2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
第 3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
第 4	流行規模及び被害想定等	8
1	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8
2	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	
第 5	対策推進のための役割分担	10
1	県	
2	市町	10
3	医療機関	
4	指定(地方)公共機関	
5	登録事業者	
6	一般の事業者	
7	県民	
第 6	県行動計画の主要6項目	12
1	実施体制	
2	サーベイランス・情報収集	
3	情報提供・共有	
4	予防・まん延防止	
5	医療等	
6	県民生活・地域経済の安定の確保	
第 7	発生段階	
•	発生段階とその状態 >	
	国及び地域(都道府県)における発生段階>	
< 亲	新型インフルエンザ等対策の流れ>	22

第2章	各段階における対策 23	
第1節	未発生期23	
第 1	想定状況等23	
第 2	実施体制23	
1	県が行うこと23	
2	市町が行うこと24	
3	指定地方公共機関が行うこと24	
第3	サーベイランス・情報収集24	
1	県が行うこと24	
2	保健所設置市が行うこと25	
3	市町が行うこと25	
第4	情報提供・共有26	
1	県が行うこと26	
2	市町が行うこと26	
第5	予防・まん延防止27	
1	県が行うこと27	
2	保健所設置市が行うこと28	
3	市町が行うこと28	
4	学校・事業者が行うこと28	
第6	医療等29	
1	県が行うこと29	
2	保健所設置市が行うこと30	
3	市町が行うこと31	
4	医療機関が行うこと31	
第7	県民生活・地域経済の安定の確保32	
1	県が行うこと32	
2	市町が行うこと32	
3	指定(地方)公共機関が行うこと33	
4	登録事業者が行うこと33	
第2節	海外発生期34	
第1	想定状況等34	
第 2	実施体制34	
1	県が行うこと34	
2	市町が行うこと34	
第 3	サーベイランス・情報収集34	
1	県が行うこと34	

2	保健所設置市が行うこと	. 35
3	市町が行うこと	. 35
4	医療機関が行うこと	. 35
第4	情報提供・共有	. 36
1	県が行うこと	. 36
2	市町が行うこと	. 36
第5	予防・まん延防止	. 36
1	県が行うこと	. 36
2	保健所設置市が行うこと	. 37
3	市町が行うこと	. 38
4	登録事業者が行うこと	. 38
第6	医療等	. 38
1	県が行うこと	. 38
2	保健所設置市が行うこと	. 39
3	医療機関が行うこと	. 40
第7	県民生活・地域経済の安定の確保	. 40
1	県が行うこと	. 40
2	市町が行うこと	. 40
3	指定(地方)公共機関が行うこと	. 41
4	登録事業者が行うこと	. 41
5	一般の事業者が行うこと	. 41
第3節	国内発生早期	42
第1	想定状況等	. 42
第 2	実施体制	. 42
1	県が行うこと	. 42
2	市町が行うこと	. 43
第3	サーベイランス・情報収集	. 43
1	県が行うこと	. 43
2	保健所設置市が行うこと	. 43
3	市町が行うこと	. 44
4	医療機関が行うこと	. 44
第4	情報提供・共有	. 44
1	県が行うこと	. 44
2	市町が行うこと	. 45
第5	予防・まん延防止	. 45
1	県が行うこと	. 45

2	保健所設置市が行うこと47
3	市町が行うこと47
4	登録事業者が行うこと48
第6	医療等48
1	県が行うこと48
2	保健所設置市が行うこと49
3	医療機関が行うこと50
4	指定(地方)公共機関が行うこと50
第7	県民生活・地域経済の安定の確保50
1	県が行うこと50
2	市町が行うこと51
3	指定(地方)公共機関が行うこと52
4	登録事業者が行うこと53
5	一般の事業者が行うこと53
6	県民が行うこと53
第4節	国内感染期54
第 1	想定状況等54
第 2	実施体制55
1	県が行うこと55
2	市町が行うこと55
第3	サーベイランス・情報収集55
1	県が行うこと55
2	保健所設置市が行うこと56
3	市町が行うこと57
4	医療機関が行うこと57
第4	情報提供・共有57
1	県が行うこと57
2	市町が行うこと57
第5	予防・まん延防止58
1	県が行うこと58
2	保健所設置市が行うこと59
3	市町が行うこと60
4	登録事業者が行うこと60
第6	医療等61
1	県が行うこと61
2	保健所設置市が行うこと62

3	市町が行うこと	62
4	医療機関が行うこと	63
5	指定(地方)公共機関が行うこと	63
第7	県民生活・地域経済の安定の確保	63
1	県が行うこと	63
2	市町が行うこと	65
3	指定(地方)公共機関が行うこと	65
4	登録事業者が行うこと	66
5	一般の事業者が行うこと	67
6	県民が行うこと	
第5節	小康期6	38
第1	想定状況等	86
第 2	実施体制	86
1	県が行うこと	86
2	市町が行うこと	86
第3	サーベイランス・情報収集	69
1	県が行うこと	69
2	保健所設置市が行うこと	69
3	市町が行うこと	69
第 4	情報提供・共有	69
1	県が行うこと	69
2	市町が行うこと	70
第 5	予防・まん延防止	70
1	県が行うこと	70
2	市町が行うこと	70
第6	医療等	70
1	県が行うこと	70
2	保健所設置市が行うこと	71
3	市町が行うこと	71
4	医療機関が行うこと	71
5	指定(地方)公共機関が行うこと	71
第7	県民生活・地域経済の安定の確保	71
1	県が行うこと	71
2	市町が行うこと	
3	指定(地方)公共機関が行うこと	
4	登録事業者が行うこと	72

5	一般の事業者が行うこと	72
6	県民が行うこと	72
参考	号)計画の沿革	73

第1章 総論

第1節 県の責務、計画の位置づけ、構成等

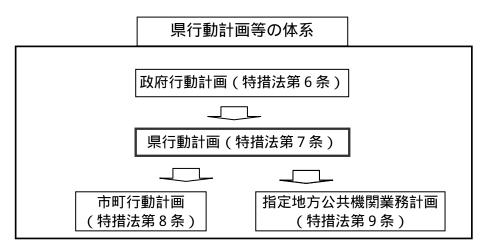
第1 県の責務及び計画の位置づけ

1 県 (知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)の責務

次(A4次0での他の特別人間の第一円で。)の真物		
表数の中容	国、市町及び指定(地方)公共機関と相互に連携協力し、自らその区	
	域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内にお	
責務の内容	いて関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進す	
	る。	
	・新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。) そ	
	の他の法令	
	・新型インフルエンザ等対策政府行動計画¹(以下「政府行動計画」と	
根拠	いう。)	
	・新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針(以下「基本的対処	
	方針 ² 」という。)	
	・新型インフルエンザ等対策ガイドライン	

2 県行動計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、特措法第7条の規定に基づき、静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を作成する。



「県行動計画」は、「"ふじのくに"危機管理計画基本計画」の個別計画 「新型インフルエンザ等対策行動計画編」として位置付けられるもので ある。

¹ 特措法第6条

² 特措法第 18 条第 1 項

3 県行動計画に定める事項

県行動計画においては、県内における以下に掲げる事項について定める。

ア 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

- イ 県が実施する次に掲げる措置に関する事項
- ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
- ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町、指定地方公共機関、医療機関、事業者 及び県民への適切な方法による提供
- ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に 関する措置
- ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
- ・物資の売渡しの要請その他の県民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ウ 市町の新型インフルエンザ等対策に関する計画(以下「市町行動計画」という。) 及び指定地方公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務計画(以下「指定 地方公共機関業務計画」という。)を作成する際の基準となるべき事項
- エ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- オ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関 との連携に関する事項
- カ 新型インフルエンザ等対策に関し知事が必要と認める事項

第2 県行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策は、発生等の状況に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

県行動計画は総論と各段階における対策の2章構成とし、第2章は、5つの発生段階に分類して記載する。

なお、各発生段階は、想定状況とともに、後述する主要項目ごとに記載する。

〔構成〕

第1章 総論

第2章 各段階における対策

第1節 未発生期

第2節 海外発生期

第3節 国内発生早期

第4節 国内感染期

第5節 小康期

〔主要項目〕

実施体制

サーベイランス・情報収集

情報提供・共有

予防・まん延防止

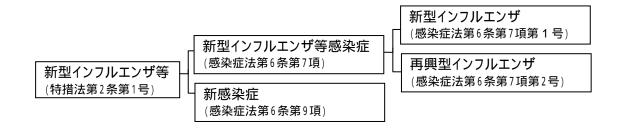
医療等

県民生活・地域経済の安定の確保

第3 県行動計画の対象とする感染症

県行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ3」という。)
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症⁴で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



第4 市町行動計画及び指定地方公共機関業務計画

市町行動計画及び指定地方公共機関業務計画については、政府行動計画及び県行動計画に 基づき作成するものとする。

³ 新型インフルエンザ(感染症法第6条第7項第1号): 新たに人から人に伝染する能力を有することとなった ウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないこ とから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある と認められるもの。

再興型インフルエンザ(感染症法第6条第7項第2号):かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

⁴ 新感染症(感染症法第6条第9項):人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、県民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、県民の多くがり患するものだが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

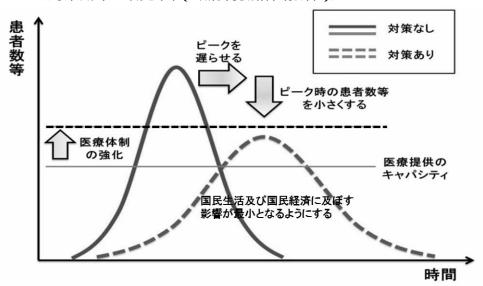
感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための 時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するととも に、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティ(許容量)を 超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

県民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び地域経済の 安定に寄与する業務の維持に努める。

〔対策効果の概念図(政府行動計画抜粋)〕



第2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画において、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方を次のとおり示して おり、県の対策は、この考え方に基づいて行うものとする。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、我が国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの内から、実施すべき対策を選択し決定する。

発生前の段階では、水際対策⁵の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予

⁵ 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を 完全に防ぐための対策ではない。 防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、 感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、 過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新 しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切 り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその 縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が新型インフルエンザ等対策本部⁶(以下「政府対策本部」という。)と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するため

⁶ 特措法第 15 条

⁷ 平成15年4月3日、SARS(重症急性呼吸器症候群)は感染症法上の新感染症として位置づけられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置づけ。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律案が成立し、同法において、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置づけられた。なお、現在は二類感染症として位置づけられている。

には、国、都道府県、市町、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS⁷のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、市町、指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

基本的人権の尊重

県、市町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用⁸、医療関係者への医療等の実施の要請等⁹、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等¹⁰、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用¹¹、緊急物資の運送等¹²、特定物資の売渡しの要請¹³等の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限¹⁴のものとする。

実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態¹⁵の措置(以下「緊急事態措置」という。)を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、静岡県新型インフルエンザ等対策本部16(以下「県対策本部」という。)

⁸ 特措法第 29 条

⁹ 特措法第 31 条

¹⁰ 特措法第 45 条

¹¹ 特措法第 49 条

¹² 特措法第 54 条

¹³ 特措法第 55 条

¹⁴ 特措法第5条

¹⁵ 特措法第 32 条

¹⁶ 特措法第 23 条

市町新型インフルエンザ等対策本部¹⁷(以下「市町対策本部」という。)は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は、市町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、政府対策本部長又は県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

記録の作成・保存

県、市町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部、市町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4 流行規模及び被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳(せき)といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される¹⁸など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にした想定を基に、患者数等の流行規模に関する数値を示しており、本県にあてはめると次のとおり推計されるが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

なお、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは 言えないことから、政府行動計画において、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要 に応じて見直しを行うとされている。

《想定》

・全人口の 25%が新型インフルエンザにり患

- ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致死率 0.53% (アジアインフルエンザ等のデータ) 重度を致死率 2.0% (スペインインフルエンザのデータ)と想定
- ・入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上 限値を基として推計
- ・1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果

_

¹⁷ 特措法第 34 条

¹⁸ WHO "Pandemic Influenza Preparedness and Response" 2009年(平成 21年)WHO ガイダンス文書

新型インフルエンザ患者数の推計

	全	国	静岡県	
医療機関 受診患者数	約 1,3 0 0 万人 ~ 約 2,5 0 0 万人 19		約38万2千人~約73万5千人	
	中等度重度		中等度	重度
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人	約1万6千人	約5万9千人
死者数	約 17 万人 約 64 万人		約5千人	約1万9千人
1 日当たり の最大入院 患者数 ²⁰	約10万1千人	約39万9千人	約3千人	約1万2千人

静岡県の推計は、平成 22 年国勢調査から試算

・この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定される。

- ・県民の 25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ピーク時(約2週間²¹)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度²²と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

¹⁹ 米国疾病予防センターの推計モデルによる推計

²⁰ 流行発生から5週目と推計される

²¹ アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。 National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)

The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

²² 2009 年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピーク時にり患した者は国民の約1%(推定)

第5 対策推進のための役割分担

県、市町、医療機関、指定(地方)公共機関、登録事業者、一般の事業者及び県民は、発生前の準備及び発生時に、おおむね以下に掲げる新型インフルエンザ等対策を実施する。

1 県

事務又は業務の大綱

- 1 県行動計画の作成
- 2 県対策本部の設置、運営
- 3 組織の整備、訓練
- 4 地域医療体制の確保
- 5 予防・まん延防止
- 6 サーベイランスの実施
- 7 県民に対する情報提供
- 8 県民生活及び地域経済の安定の確保
- 9 市町、関係機関との緊密な連携23

地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められ、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

2 市町

事務又は業務の大綱

- 1 市町行動計画の作成
- 2 市町対策本部の設置、運営
- 3 組織の整備、訓練
- 4 予防接種体制の確保
- 5 地域医療体制の確保()
- 6 予防・まん延防止()
- 7 サーベイランスの実施()
- 8 住民に対する情報提供
- 9 住民の生活支援
- 10 要援護者への支援
- 11 県、近隣市町、関係機関との緊密な連携

は保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)が行う事項

保健所設置市は、感染症法において、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に 準じた役割を果たすことが求められるため、県及び保健所設置市は、医療体制の確保 等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。

²³ 平時においては、以下のような方策を講じることが必要である。

[・]県行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の長の意見を聴く(特措法第7条第3項)など、特措法に定められる連携方策を確実に実施する。

[・]県内の市町も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努める(特措法第12条第1項)。

3 医療機関

事務又は業務の大綱

- 1 診療継続計画の策定
- 2 院内感染対策、医療資器材の確保等
- 3 地域における医療連携体制の整備
- 4 医療の提供

4 指定(地方)公共機関

事務又は業務の大綱

- 1 業務計画の策定24
- 2 新型インフルエンザ等対策の実施²⁵

5 登録事業者

事務又は業務の大綱

- 1 発生に備えた感染対策の実施や重要業務の事業継続準備
- 2 事業の継続26

特措法第28条に規定する特定接種の対象事業者

6 一般の事業者

事務又は業務の大綱

- 1 発生に備えた感染対策の実施
- 2 感染防止のための措置の徹底、一部事業の縮小27

7 県民

事務又は業務の大綱

- 1 発生に備えた知識の取得
- 2 季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用²⁸・咳エチケット・ 手洗い・うがい²⁹等の個人レベルでの感染対策の実践
- 3 発生に備えた食料品・生活必需品等の備蓄
- 4 個人レベルでの感染対策の実施30

25 特措法第3条第5項

²⁴ 特措法第9条

²⁶ 特措法第4条第3項

²⁷ 特措法第4条第1項及び第2項

²⁸ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

²⁹ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防 効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

³⁰ 特措法第4条第1項

第6 県行動計画の主要6項目

本県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」こと及び「県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「実施体制」、「サーベイランス・情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止³¹」、「医療等」、「県民生活・地域経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全県的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、県は、県の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市町、事業者は、相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、県では、危機管理連絡調整会議等の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内各部局の連携を確保しながら、一体となった取組みを推進する。さらに、関係部局においては、市町や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、特措法及び静岡県新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき速やかに県対策本部を設置し、必要な措置を講じる。

また、医療体制に関する調整及び県行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生等の学識経験者の意見を適時適切に聴くため、次の会議を開催する。

会議名	協議事項	委員構成	艾
静岡県新型インフルエ	医療提供体制・その他新型	会 長	県理事 (医療衛生担当)
ンザ等医療専門家会議	インフルエンザに関する医	構成員	県医師会、
	療を協議するとともに、連		県病院協会、病院代表、
	携体制の確認、訓練等を行		政令市保健所、
	う。		県保健所等
地域新型インフルエン	地域における医療提供体	会 長	保健所長
ザ等医療専門家会議	制・その他新型インフルエ	構成員	郡市医師会、
	ンザに関する医療を協議す		管内医療機関 等
	るとともに、連携体制の確		
	認、訓練等を行う。		

_

³¹ まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性(不顕性感染の存在、感染力等)から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークを出来るだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数を小さくすることである。

 地域新型インフルエン
 発生時の消毒、患者搬送等
 会 長 保健所長

 げ等連絡会
 について協議するととも に、連携体制の確認、訓練 等を行う。
 構成員 郡市医師会、 各市町感染症担当課、 消防救急担当課 等

2 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国及び関係機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、県内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、県及び 保健所設置市は、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、国が行う患者の臨 床像等の特徴の把握、積極的な情報収集、分析に協力する。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、県、市町及び医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状(インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等)に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

3 情報提供・共有

(1)情報提供・共有の目的

県の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、県、市町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(2)情報提供手段の確保

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り

迅速に情報提供を行う。

(3)発生前における県民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、 県及び市町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査 研究の結果などを県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報 提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもら うことが、いざ発生した時に県民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生 徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりや すいことから、危機管理部、健康福祉部、教育委員会等は連携して、感染症や公衆衛生に ついて丁寧に情報提供していくことが必要である。

(4)発生時における県民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

県民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である³²。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

県民の情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は千差万別であることが考えられるため、 情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り 迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、国が国民に対して直接情報提供を行う手段として活用する、ホームページ(HP)、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等の情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(5)情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

³² マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

4 予防・まん延防止

(1)予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等³³を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等³⁴を行う。

その他、海外で発生した際には、国等が行う水際対策に必要な協力を行う。

(3)予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

³³ 特措法第 45 条第 1 項

³⁴ 特措法第45条第2項及び第3項

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに県民生活及び地域経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

であり、その範囲、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、国 は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部が判断し、基本的 対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他関連事項を示すとしている。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者は国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県、市町職員は所属する県又は市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る³⁵。

ウ 住民接種

特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、新型インフルエンザ等緊急事態宣言³⁶(以下「緊急事態宣言」という。)が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行う。

なお、住民接種の接種順位等の基本的な考え方は政府行動計画に示されているが、実施 においては、発生した新型インフルエンザの病原性等の情報を踏まえ国が示す接種順位に より、住民接種を行う。

市町は、原則として集団的接種により、住民接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を 図る。

エ 医療関係者に対する要請

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力 を要請又は指示(以下「要請等」という。)³⁷する。

³⁵ 登録事業者のうち「県民生活・地域経済安定分野」の事業者は、接種体制の構築が登録要件となる。

³⁶ 緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。なお、講じられる緊急事態措置は、緊急事態宣言の期間、 区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。(特措法第32条)

³⁷ 特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項

5 医療等

(1)医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定(地方)公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(2)発生前における医療体制の整備

県及び保健所設置市は、二次医療圏を単位に、保健所を中心として、郡市医師会、地域 薬剤師会、地域の中核的医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公 立病院等)を含む医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる対策会議(地域新型イ ンフルエンザ等医療専門家会議、地域新型インフルエンザ等連絡会)を設置するなど、地 域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

県及び保健所設置市は、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

(3)発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等へ入院措置を行う。このため、県及び保健所設置市は、感染症病床等の利用計画を事前に策定する。

また、国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、国が発信する発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避

ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

県及び保健所設置市は「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」において情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、 帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、 感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅 に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療 体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させる ことができるよう、県及び保健所設置市は、事前に、その活用計画を策定しておくととも に、在宅療養の支援体制を整備する。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市町における連携だけではなく、県医師会・郡市医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

(4)医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等をすることができる。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、 政令で定める基準に従い、その実費を弁償する³⁸。また、医療の提供の要請等に応じた医 療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺 族若しくは被扶養者に対して補償をする³⁹。

(5) 抗インフルエンザウイルス薬等

抗インフルエンザウイルス薬を、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しつつ、国の方針に基づき計画的かつ安定的に備蓄する。

6 県民生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの県民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族のり患等により、県民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市町、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者は特措法に基づ

³⁸ 特措法第62条第2項

³⁹ 特措法第 63 条

き事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

第7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

国全体での発生段階は、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類し、発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部により決定される。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定めることとされており、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が判断する。

県、市町、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。

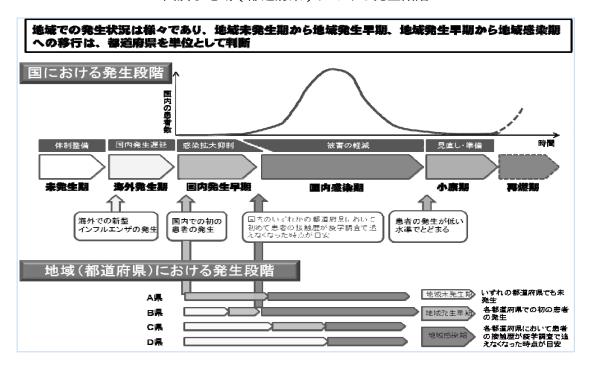
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

<発生段階とその状態>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、
	全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	 県においては、以下のいずれかの発生段階。
	・県内未発生期:県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	・県内発生早期:県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、
	全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調
	査で追えなくなった状態
	県においては、以下のいずれかの発生段階。
	・県内未発生期 :県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	・県内発生早期 : 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、
	全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	・県内感染期 : 県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追え
	なくなった状態
	感染拡大~まん延~患者の減少
小康期	 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(政府行動計画を一部改変)

<国及び地域(都道府県)における発生段階>



<新型インフルエンザ等対策の流れ>

未発生期 海外発生期 国内発生早期 国内感染期 小康期 県実施体制 危機管理 危機管理 新型インフルエンザ等対策本部 連絡調整 連絡調整 会議 会議 政府対策本部廃止により廃止 サーベイラン ス・情報収集 患者、入院患者 患者、入院患者全数把握 通常サーベイランスの実施 ・サーベイランス 全数把握 集団発生把握 県内感染期により決定 情報提供·共 コールセンター等設置 有 -般的な感染予防対策・新型インフルエンザ等対策の情報提供 ・コールセンター ・情報提供 評価・見直し 予防・まん延 予防接種(特定接種・住民接種 の実施 防止 患者の隔離・濃厚接触者の外出自粛要請等 ・予防接種 ・感染拡大防止 学校等の休業要請 外出自粛要請 施設使用制限 医療等 帰国者・接触者相談センター設置 ・相談体制 帰国者・接触者外来による診察、 一般医療機関での診療 ・医療提供体制 入院対応施設による入院 ・検査体制 患者が増えた場 PCR検査体制整備 PCR検査実施 合は重症者に限定 ・抗インフルエンザ薬 の予防投与等 抗インフルエンザ薬 必要に応じ 治療優先投与 備蓄量の把握 予防投与 ・必要に応じ県備蓄分の放出 県民生活及び 事業継続(社会機能の維持に関わる事業) 医薬品、食料品等の緊急物資の円滑な流通・ 県民経済の安 運送の要請 定の確保 生活関連物資等の安定 特定物資の売渡要請、収用、保管命令 緊急時の埋葬又は火葬の特例実施 等 緊急事態宣言時

第2章 各段階における対策

第1節 未発生期

第1 想定状況等

想定状況	・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例 が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていな い状況。	
対策の目標	1)発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。	
対策の考え方	1)新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、政府行動計画等を踏まえ、国、市町、指定(地方)公共機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2)新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。	

第2 実施体制

- 1 県が行うこと
- (1)行動計画の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、県行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを 行う。(危機管理部、健康福祉部、その他全部局)

(2)体制整備及び連携強化

ア 県は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、適宜、危機管理連 絡調整会議等による情報共有、検討等を行う。

また、鳥インフルエンザ、季節性インフルエンザ、新型インフルエンザ等の発生情報 について、必要に応じて、危機管理連絡調整会議等により情報共有を行うとともに、適 宜対策を講じる。

なお、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部が設置されないときは、危機管理 連絡調整会議等により情報共有、検討等を行う。(危機管理部、健康福祉部、関係部局)

- イ 新型インフルエンザ等対策に対処するために必要な体制(当直体制等を含む) 職員の 参集基準、服務基準、連絡手段及びマニュアル等を整備する。(危機管理部、健康福祉部、 その他全部局)
- ウ 県は、市町行動計画及び指定地方公共機関業務計画の作成を支援する。(危機管理部、 健康福祉部、関係部局)
- エ 県は、国、他の都道府県、市町、指定(地方)公共機関、指定(地方)行政機関と相 互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、

訓練を実施する40(危機管理部、その他全部局)。

2 市町が行うこと

(1)行動計画の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、市町行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。

(2)体制整備及び連携強化

- ア 市町は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。
- イ 市町は、国、県、他の市町、指定(地方)公共機関、指定(地方)行政機関と相互に 連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

3 指定地方公共機関が行うこと

(1)業務計画の作成

指定地方公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、業務計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。

(2)体制整備及び連携強化

- ア 指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、従業員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。
- イ 指定地方公共機関は、国、県、市町、指定(地方)公共機関、指定(地方)行政機関 と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の 確認、訓練を実施する。

第3 サーベイランス・情報収集

- 1 県が行うこと
- (1)情報収集(健康福祉部)

県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

- <情報収集源>
- ・国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)
- ・厚生労働省

(2)通常のサーベイランス(健康福祉部)

ア 県は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関(約140

-

⁴⁰ 特措法第 12 条

の医療機関)において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。

また、医療機関等において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行 しているウイルスの性状について把握する。

- イ 県は、インフルエンザによる入院患者を調査し、重症化の状況を把握し、国へ報告する。
- ウ 県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等) を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3)調査研究

県は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施で きるよう、国及び保健所設置市との連携等の体制整備を図る。(健康福祉部)

2 保健所設置市が行うこと

(1)情報収集

保健所設置市は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

- <情報収集源>
- ・国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)
- ・厚生労働省

(2)通常のサーベイランス

ア 保健所設置市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。

また、医療機関等において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。

- イ 保健所設置市は、インフルエンザによる入院患者を調査し、重症化の状況を把握し、 国へ報告する。
- ウ 保健所設置市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3)調査研究

保健所設置市は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び県との連携等の体制整備を図る。

3 市町が行うこと

市町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪(インフルエンザ様疾患)の発生報告(学級・学校閉鎖等)を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

- 1 県が行うこと
- (1)継続的な情報提供(危機管理部、企画広報部、健康福祉部)
 - ア 県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、 各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う⁴¹。
 - イ 県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(2)体制整備等(危機管理部、企画広報部、健康福祉部)

- ア 県は、国との連携のもと、新型インフルエンザ等発生時に行う、発生状況に応じた県 民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に 十分配慮した内容、対策の実施主体)や、時期(定期、臨時等)及び媒体(テレビや新 聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ利用可能な複数の媒体・ 機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定し ておく。
- イ 県は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する(危機報道監を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)。
- ウ 県は、国、市町、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- エ 県は、新型インフルエンザ等発生時に県民からの相談に応じるため、コールセンター 等の設置、周知等の準備を進める。

2 市町が行うこと

(1)継続的な情報提供

- ア 市町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、 各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う⁴²。
- イ 市町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(2)体制整備等

- ア 市町は、新型インフルエンザ等発生時に、県との連携の下に行う、発生状況に応じた住 民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十 分配慮した内容、対策の実施主体)や、時期(定期、臨時等)及び媒体(テレビや新聞等 のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ利用可能な複数の媒体
- ・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定して

⁴¹ 特措法第 13 条

⁴² 特措法第 13 条

おく。

- イ 市町は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する(広報担当官を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)。
- ウ 国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- エ 新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、相談窓口等の設置、 周知等の準備を進める。

第5 予防・まん延防止

- 1 県が行うこと
- (1)対策実施のための準備(健康福祉部、関係部局)
 - ア 個人における対策の普及

県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター⁴³に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

県は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(2) 予防接種(健康福祉部)

ア ワクチンの供給体制

県は、国の要請を受け、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

イ 特定接種を行う事業者の登録

県は、国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に協力する。

ウ 特定接種体制の構築

県は、国の要請を受け、職員に対する特定接種の接種体制を構築する。

⁴³ 海外発生期から国内発生早期までの間設置することとなっている。

2 保健所設置市が行うこと

(1)対策実施のための準備

ア 地域対策・職場対策の周知

保健所設置市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、 職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図 るための準備を行う。

3 市町が行うこと

(1)対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

市町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

(2)予防接種

ア 特定接種を行う事業者の登録

市町は、国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に協力する。

イ 特定接種体制の構築

市町は、国の要請を受け、職員に対する特定接種の接種体制を構築する。

- ウ 住民接種体制の構築
- (ア)市町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- (イ)市町は、国及び県の技術的な支援⁴を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。
- (ウ)市町は、国による技術的な支援(接種体制の具体的なモデル等)の提示を受け、速 やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携 わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な 実施方法について準備を進める。

4 学校・事業者が行うこと

(1)対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

学校・事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基

⁴⁴ 国における支援は、工夫事例等を含めた手引きの作成が、県における支援は、住民接種のための医療機関や医療従事者の確保に関する広域的な調整、効率的なワクチン供給の調整の体制整備等についての要請があった場合の協力等が想定されている。

本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談 センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク の着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

第6 医療等

- 1 県が行うこと
- (1)地域医療体制の整備(健康福祉部)
 - ア 県は、原則として、二次医療圏を単位に、保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる対策会議(地域新型インフルエンザ等医療専門家会議、地域新型インフルエンザ等連絡会)を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、平素から発生時の医療体制について協議、確認を行う。
 - イ 県は国からの要請に基づき、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の 設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、県は、 一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人 防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。
- (2)国内感染期に備えた医療の確保(健康福祉部)

県は、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ア 県は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成 を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- イ 県は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、 指定(地方)公共機関である医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字 病院)又は公的医療機関等(大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の 病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ウ 県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。
- エ 県は入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を 超えた場合に備え、臨時の医療施設等⁴⁵で医療を提供することについて検討する。
- オ 県は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- カ 県は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方 法を検討する。

45 特措法第48条。同条第2項に基づき、知事は必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、措置の 実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができる。

(3) 手引き等の周知、研修等(健康福祉部)

- ア 県は、国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内 感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。
- イ 県は、国及び保健所設置市と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や訓練を行う。

(4)医療資器材の整備(健康福祉部)

県は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。県は、国からの要請を受け、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行い、十分な量を確保するよう努める。

(5)検査体制の整備(健康福祉部、くらし・環境部)

県は、国からの要請並びに技術的支援を受け、環境衛生科学研究所において、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等を実施する体制を整備する。

(6)抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(健康福祉部)

県は、抗インフルエンザウイルス薬を、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しつつ、 国の方針に基づき計画的かつ安定的に備蓄する。

2 保健所設置市が行うこと

(1)地域医療体制の整備

保健所設置市は、国からの要請に基づき、県と連携し、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、保健所設置市は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

(2)国内感染期に備えた医療の確保

保健所設置市は、県と連携し、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に 取り組む。

- ア 保健所設置市は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続 計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- イ 保健所設置市は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院)又は公的医療機関等(大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ウ 保健所設置市は、県が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等の把握に協力する。
- エ 保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等

の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

オ 保健所設置市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

(3) 手引き等の策定、研修等

保健所設置市は、国及び県と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や訓練を行う。

(4)医療資器材の整備

保健所設置市は、県と連携し、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。保健所設置市は、国からの要請を受け、県と連携し、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行う。

(5)検査体制の整備

保健所設置市は、国からの要請並びに技術的支援を受け、地方衛生研究所において、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等を実施する体制を整備する。

3 市町が行うこと

(1)地域医療体制の整備

市町は、地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした、二次医療圏を単位とした医療体制の整備を推進する。

4 医療機関が行うこと

(1)地域医療体制の整備

医療機関は、地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした、二次医療圏を単位とした医療体制の整備を推進する。また、医療機関は、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、感染対策等を進める。

(2)国内感染期に備えた医療の確保

医療機関は以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ア 医療機関は、特性や規模に応じた診療継続計画を作成する。
- イ 指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等、指定(地方)公共機関である医療機関又は公的医療機関等は、地域の実情に応じ、入院患者を優先的に受け入れる体制をとる。

(3) 手引き等の策定、研修等

ア 医療機関は、国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、

院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関内に周知する。

イ 医療機関は、新型のインフルエンザ等発生を想定した研修や訓練に積極的に参加する。

第7 県民生活・地域経済の安定の確保

1 県が行うこと

(1)業務計画等の策定(危機管理部、健康福祉部)

県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における 感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準 備を行うよう求めるとともにその内容を踏まえた業務計画等の策定を支援し、その状況を 確認する。

(2)物資供給の要請等(危機管理部、健康福祉部、関係部局)

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関、登録事業者に対し、 緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

(3)新型インフルエンザ等発生時の要援護者⁴⁶への生活支援の準備の支援(危機管理部、 健康福祉部)

県は、国の要請に基づき、県内感染期に市町が行う、高齢者、障害者等の要援護者への 生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の具体的手 続きの準備及び要援護者の把握について、連携する。

(4) 火葬能力等の把握(健康福祉部)

県は、国及び市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(5)物資及び資材の備蓄等47(健康福祉部)

県は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等 し、又は施設及び設備の整備等を行う。

2 市町が行うこと

(1)新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備

市町は、国の要請に基づき、県と連携し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援 護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に

⁴⁶ 要援護者については、政府有識者会議中間とりまとめ(平成25年2月7日)8.6「社会的弱者への支援について」に、その対象者は、「家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助なしでは日常生活ができない独居高齢者や障害者が対象範囲となる。災害時要援護者の対象者を参考に範囲を定めることが考えられるが、災害時要援護者の対象者であっても、同居者がいたり、家族が近くにいる場合や、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる者は対象外となる。」とされている。

⁴⁷ 特措法第 10 条

ついて、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(2) 火葬能力等の把握

市町は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うため県が進める体制整備に、国と共に連携して取り組む。

(3)物資及び資材の備蓄等48

市町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。

3 指定(地方)公共機関が行うこと

(1)業務計画の策定

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、職場における感染対策、 重要業務の継続や一部業務の縮小について検討する等事前の準備を行う。その内容を踏ま え、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備等を行い、業務計画を策定する。

(2)物資供給の体制整備

製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関は、国及び県の要請に基づき、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制を整備する。

(3)物資及び資材の備蓄等

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物 資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。

4 登録事業者が行うこと

(1)物資供給の体制整備

製造・販売、運送を行う登録事業者は、国及び県の要請に基づき、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制を整備する。

_

⁴⁸ 特措法第 10 条

第2節 海外発生期

第1 想定状況等

	SI- 1 SICE PARTIES				
想定状況	・海外で新型インフルエンザが発生した状態				
	・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態				
	・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域				
	に拡大している場合等、様々な状況が想定される。				
	1)新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅				
対策の目標	延と早期発見に努める。				
	2)発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。				
	1)新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十				
	分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強				
対策の考え方	力な措置をとる。				
	2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を収				
	集する。				
	3)県内発生した場合には早期に発見できるようサーベイランス・情報収				
	集体制を強化する。				
	4)基本的対処方針等に基づき、医療機関への情報提供、検査体制の整備、				
	診療体制の確立、県民生活及び地域経済の安定のための準備等、国内発				
	生に備えた体制整備を急ぐとともに、市町、医療機関、事業者、県民に				
	国内発生に備えた準備を促す。				

第2 実施体制

- 1 県が行うこと
- ・県は、政府対策本部が設置されたときは、直ちに県対策本部を設置し、本部員会議、対策会議を適宜開催し、県の対応状況等について確認するとともに、必要に応じて、静岡県新型インフルエンザ等専門家会議の意見を踏まえ、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

2 市町が行うこと

・市町は、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

第3 サーベイランス・情報収集

- 1 県が行うこと
- (1)情報収集等

県は、国が得た種々の情報の提供をうけ、関係機関と情報を共有する。

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報 (症状、症例定義、致命率等)

・ 治療法に関する情報 (抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)

(2)国内サーベイランスの強化等

- ア 県は、国が引き続き行うインフルエンザに関する通常のサーベイランスに協力する。
- イ 県は、国が行う全数把握の実施に協力する(国は、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求める。)。
- ウ 県は、国が行う感染拡大を早期に探知するための学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化に協力する。

2 保健所設置市が行うこと

(1)情報収集等

保健所設置市は、国が得た種々の情報の提供をうけ、関係機関と情報を共有する。

- ・ 病原体に関する情報
- · 疫学情報(症状、症例定義、致命率等)
- ・ 治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)

(2)国内サーベイランスの強化等

- ア 保健所設置市は、国が引き続き行うインフルエンザに関する通常のサーベイランスに協力する。
- イ 保健所設置市は、国が行う全数把握の実施に協力する(国は、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求める。)。
- ウ 保健所設置市は、国が行う感染拡大を早期に探知するための学校等でのインフルエン ザの集団発生の把握の強化に協力する。

3 市町が行うこと

(1)国内サーベイランスの強化等

市町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪 (インフルエンザ様疾患)の発生報告(学級・学校閉鎖等)を徹底するよう学校関係者等 の協力を求め、集団発生の状況を県へ報告する。

4 医療機関が行うこと

医療機関は、国が示す届出基準に基づき、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。) を診察した場合の届出を行う。

第4 情報提供・共有

1 県が行うこと

(1)情報提供

県は、国が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等を県民に対し周知する。

(2)情報共有

県は、国、市町、関係機関等と対策の理由、プロセス等をメール等により共有する。

(3)コールセンター等の設置

- ア 県は、国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、住民からの一般的な問合せに対応できるコールセンター等を設置し、国の作成したQ&A等を活用して、適切な情報提供を行う。
- イ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、国、市町、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

2 市町が行うこと

(1)情報提供

市町は、国及び県が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等を住民に対し周知する。

(2)情報共有

市町は、国、県、関係機関等と対策の理由、プロセス等をメール等により共有する。

(3)相談窓口等の設置

- ア 市町は、国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、住民からの 一般的な問合せに対応できる相談窓口等を設置し、国の作成したQ&A等を活用して、 適切な情報提供を行う。
- イ 市町は、住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを 把握し、次の情報提供に反映する。

第5 予防・まん延防止

1 県が行うこと

(1)国内での感染拡大防止策の準備

県は、国及び保健所設置市と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の 発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の 濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進めるとともに、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

(2)感染症危険情報の情報提供等

県は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合又は確認された場合、国が発出する 感染症危険情報等について、県民に周知する。

(3)検疫の強化

- ア 県は、国が行う検疫の強化に伴い、国から新型インフルエンザ等に対する P C R 等の 検査を実施するための技術的支援を受け、検査体制を速やかに整備する。
- イ 県警は、関係機関と協力し、検疫実施空港・港及びその周辺における必要に応じた警戒活動等を行う。

(4)密入国者対策

県警は、関係機関と協力し、密入国を防止するための発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場のパトロール等の監視取締りの強化及び密入国防止のための沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等の強化を行う。

(5)予防接種

ア ワクチンの供給体制

県は、国の要請を受け、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

イ 特定接種の実施

県は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

2 保健所設置市が行うこと

(1)国内での感染拡大防止策の準備

保健所設置市は、国及び県と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進めるとともに、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

(2)検疫の強化

ア 保健所設置市は、国が行う検疫の強化に伴い、国から新型インフルエンザ等に対する PCR等の検査を実施するための技術的支援を受け、検査体制を速やかに整備する。

3 市町が行うこと

(1)予防接種

ア 特定接種の実施

市町は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な 接種により、特定接種を行う。

イ 住民接種

市町は、国の要請及び連携のもと、全住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を行う。

4 登録事業者が行うこと

(1)予防接種

ア 特定接種の実施

登録事業者は、国の指示のもと、接種対象者に対して、本人の同意を得て、集団的な接種を行うことを基本として、特定接種を行う。

第6 医療等

1 県が行うこと

(1)医療体制の整備

- ア 県は、国の要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間、診断を行うための、帰国者・接触者外来を整備する。
- イ 県は、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエン ザ等の患者が受診する可能性もあるため、郡市医師会等の協力を得て、院内感染対策を 講じた上で、診療体制を整備する。
- ウ 県は、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を 踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健 所に連絡するよう要請する。
- エ 県は、国の要請を受け、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について環境衛生科学研究所において亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所に確認を依頼する。

(2)帰国者・接触者相談センターの設置

- ア 県は、国の要請を受け、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- イ 県は、国の要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する 者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周 知する。

(3)医療機関等への情報提供

県は、国が発信する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(4)検査体制の整備

県は、国からの要請及び技術的支援を受け、環境衛生科学研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR 等の検査を実施する体制を整備する。

(5) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

ア 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握する。

イ 県は、国と連携のもと、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

2 保健所設置市が行うこと

(1)医療体制の整備

- ア 保健所設置市は、国の要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間、診断を行うための、帰国者・接触者外来を整備する。
- イ 保健所設置市は、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内 感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ウ 保健所設置市は、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、 症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、 直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- エ 保健所設置市は、国の要請を受け、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から 採取した検体について地方衛生研究所において亜型等の同定を行うとともに、国立感染 症研究所に確認を依頼する。なお、その状況については、随時県に情報提供する。

(2)帰国者・接触者相談センターの設置

- ア 保健所設置市は、国の要請を受け、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- イ 保健所設置市は、国の要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(3)検査体制の整備

保健所設置市は、国からの要請及び技術的支援を受け、地方衛生研究所において、新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査を実施する体制を整備する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

ア 保健所設置市は、国及び県と連携のもと、医療機関に対し、国及び県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

3 医療機関が行うこと

(1)医療体制の整備

- ア 帰国者・接触者外来を行うこととなっている医療機関は、県及び保健所設置市の連絡 に基づき、帰国者・接触者外来を設置する。
- イ 医療機関は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者 が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ウ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等は、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等 の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に連絡する。

(2)情報共有

医療機関は、国が発信する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療 従事者に迅速に周知する。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

医療機関は、県及び保健所設置市の要請のもと、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を用い、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

第7 県民生活・地域経済の安定の確保

1 県が行うこと

(1)指定(地方)公共機関、登録事業者の事業継続

県は、国と連携し、指定(地方)公共機関及び登録事業者に業務計画等を踏まえ、事業 継続に向けた準備を行うよう促す。

(2)遺体の火葬・安置

県は、国からの要請に基づき、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等が確保できるよう準備を要請する。

2 市町が行うこと

(1)遺体の火葬・安置

市町は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

3 指定(地方)公共機関が行うこと

(1)事業継続に向けた準備

指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備等を行う。

4 登録事業者が行うこと

(1)事業継続に向けた準備

登録事業者は、国の要請に基づき、事業継続に向けた必要な準備等を行う。

5 一般の事業者が行うこと

(1)従業員の健康管理及び感染対策の実施

事業者は、国の要請に基づき、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行う。

第3節 国内発生早期

第1 想定状况等

NI WEWNER				
	・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生してい			
	るが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態			
	・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。			
	《県内未発生期》			
想定状況	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態			
	《県内発生早期》			
	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の			
	接触歴を疫学調査で追うことができる状態			
	海外で確認後、日本国内そして県内に感染が拡大していくとは限らず、			
	日本国内、県内で初めて新型インフルエンザ等が確認される可能性もあ			
	る 。			
	1)感染拡大をできる限り抑える。			
対策の目標	2)患者に適切な医療を提供する。			
	3)感染拡大に備えた体制の整備を行う。			
	1)感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、			
	基本的対処方針に基づき、感染対策等を行う。国内発生した新型インフ			
	ルエンザ等の状況等により、「緊急事態宣言」が行われ、対象区域ととも			
	に公示され、積極的な感染対策等をとる。			
	2)医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動に			
	ついて十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。			
	3)国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られてい			
対策の考え方	る可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提			
対東の考え力	供する。			
	4)新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状を有する多			
	数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要			
	への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。			
	5)国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活・地域経済			
	の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。			
	6)住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はで			
	きるだけ速やかに実施する。			

第2 実施体制

1 県が行うこと

・県は、県内での発生が確認されたとき等は、本部員会議及び対策会議を開催し、県の対応 状況等について確認するとともに、必要に応じて静岡県新型インフルエンザ等医療専門家 会議の意見を踏まえ、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

- ・必要があると認めるときは、県対策本部に方面本部を設置し、市町及び保健所等との連携 の強化を図る。
- ・県は、専門的調査支援のため、県内に政府現地対策本部が設置されたときは、受け入れ体制をとり、国による調査に協力する。

[緊急事態宣言がされている場合]

・県内が区域として公示された場合は、緊急事態宣言に伴い変更された基本的対処方針に基づいた新型インフルエンザ等対策を実施する。

2 市町が行うこと

・市町は、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

[緊急事態宣言がなされた場合]

・市町は、直ちに市町対策本部を設置する49。

第3 サーベイランス・情報収集

1 県が行うこと

(1)情報収集

県は、海外、国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

(2)サーベイランス

- ア 県は、海外発生期に引き続き、国の指示に基づき、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化して実施する。
- イ 県は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集し、国へ報告する。
- ウ 県は、県内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握して国に報告し、国が情報提供した全国の発生状況により、国及び保健所設置市と連携し、必要な対策を実施する。

(3)調査研究

県は、発生した県内患者について、初期の段階には、国及び保健所設置市と連携して、 積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を収集・分析する。

2 保健所設置市が行うこと

(1)情報収集

保健所設置市は、海外、国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザ

-

⁴⁹ 特措法第 34 条

ウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、厚生労働省等を通じて必要な情報を 収集する。

(2)サーベイランス

- ア 保健所設置市は、海外発生期に引き続き、国の指示に基づき、新型インフルエンザ等 患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化して実施する。
- イ 保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供 する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集し、国へ報告する。
- ウ 保健所設置市は、市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握して国に報告し、 国が情報提供した全国の発生状況により、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。

(3)調査研究

保健所設置市は、発生した管内患者について、初期の段階には、国及び県と連携して、 積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を収集・分析する。

3 市町が行うこと

市町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪(インフルエンザ様疾患)の発生報告(学級・学校閉鎖等)を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

4 医療機関が行うこと

医療機関は、国が示す届出基準に基づき、引き続き、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を行う。

第4 情報提供・共有

1 県が行うこと

(1)情報提供

- ア 県は、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- イ 県は、特に、県民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ 等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ウ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、県民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(2)情報共有

県は、国が行う、市町及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の強化により、対策の方針の迅速な受信・伝達と、対策の現場の状況 把握を行う。

(3)コールセンター等の体制充実・強化

県は、国が作成した、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、県のコールセンター等の体制を充実・強化する。

2 市町が行うこと

(1)情報提供

- ア 市町は、住民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と 具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に 分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- イ 市町は、特に、住民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ウ 市町は、住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(2)情報共有

市町は、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有する。

(3)相談窓口等の体制充実・強化

市町は、国が作成した、状況の変化に応じた Q&A の改訂版を活用し、国の要請を受け、 市町の相談窓口等の体制を充実・強化する。

第5 予防・まん延防止

- 1 県が行うこと
- (1) 県内でのまん延防止対策
 - ア 県は、県内発生早期となった場合には、国及び保健所設置市と連携し、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。

- イ 県は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
- (ア)住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、 人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に 対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- (イ)事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- (ウ)ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- (エ)公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ウ 県は、国の要請を受け、関係機関と共に、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における、感染対策を強化するよう要請する。

(2)予防接種

ア 特定接種の実施

県は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

イ 住民接種

県は、市町において住民接種が開始されたときは、国の要請を受け、県民に対し、接種 に関する情報提供を行うとともに接種の実施に当たり、国と共に連携する。

[緊急事態宣言がされている場合]

(3)特措法第45条第1項による予防・まん延防止

県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町単位、県内の東部、中部、西部や生活圏ごとのブロック単位)とすることが考えられる。

(4)特措法第45条第2項による予防・まん延防止

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5)特措法第24条第9項等による予防・まん延防止

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

2 保健所設置市が行うこと

(1) 県内でのまん延防止対策

- ア 保健所設置市は、県内発生早期となった場合には、国及び県と連携し、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。
- イ 保健所設置市は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を 行う。
- (ア)住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人 混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- (イ)事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- (ウ)ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- (エ)公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策 を講ずるよう要請する。
- ウ 保健所設置市は、国の要請を受け、関係機関と共に、病院、高齢者施設等の基礎疾患 を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における、感染対策を強化する。

3 市町が行うこと

(1)予防接種

ア 特定接種の実施

市町は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

イ 住民接種

市町は、国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては、国及び県と連

携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託する こと等により接種会場を確保し、原則として、当該市町の区域内に居住する者を対象に集 団的接種を行う。

また、県へ接種に関する情報を提供するとともに、住民に対して情報提供を行う。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)住民接種

市町は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

4 登録事業者が行うこと

(1)予防接種

ア 特定接種の実施

登録事業者は、国の指示のもと、接種対象者に対して、本人の同意を得て、集団的な接種を行うことを基本として、特定接種を行う。

第6 医療等

1 県が行うこと

(1)医療体制の整備

県は、国の要請を受け、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き実施する。

県は、患者等が増加してきた段階においては、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を 指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

(2)患者への対応等

- ア 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施するが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- イ 県は、国と連携し、必要と判断した場合に、環境衛生科学研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が 増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ウ 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の 濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗 インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた 場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(3)医療機関等への情報提供

県は、引き続き、国の発信する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬

県は、国内感染期に備え、国及び保健所設置市と連携し、引き続き、医療機関に対し、 抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(5)医療機関・薬局における警戒活動

県警は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

2 保健所設置市が行うこと

(1)医療体制の整備

保健所設置市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き実施する。

保健所設置市は、患者等が増加してきた段階においては、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

(2)患者への対応等

- ア 保健所設置市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対して は原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。 この措置は、病原性が高い場合に実施するが、発生当初は病原性に関する情報が限られ ていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- イ 保健所設置市は、国及び県と連携し、必要と判断した場合に、地方衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ウ 保健所設置市は、国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等 患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝 露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。な お、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(3)医療機関等への情報提供

保健所設置市は、引き続き、国の発信する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬

保健所設置市は、国内感染期に備え、国及び県と連携し、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

3 医療機関が行うこと

(1)医療の確保

医療機関は、海外発生期に引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)医療の確保

医療機関は、業務計画で定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずる。

4 指定(地方)公共機関が行うこと

[緊急事態宣言がされている場合]

(1)医薬品又は医療機器の製造販売等の確保

医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医薬品又は医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

第7 県民生活・地域経済の安定の確保

- 1 県が行うこと
- (1)指定(地方)公共機関、登録事業者の事業継続

県は、国と連携し、指定(地方)公共機関及び登録事業者に業務計画等を踏まえ事業継続に向けた準備を行うよう促す。

(2)遺体の火葬・安置

県は、国からの要請に基づき、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等が確保できるよう準備を要請する。

[緊急事態宣言がされている場合]

(3)緊急物資の運送等

- ア 県は、緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定(地方)公共機関に対し、 食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- イ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ウ 正当な理由がないにもかかわらず、イ、ウの要請に応じないときは、県は、必要に応 じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(4)物資の売り渡しの要請等50

- ア 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たって、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請同意を得る。なお、当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- イ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し 特定物資の保管を命じる。

(5)生活関連物資等の価格の安定等

県は、県民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う⁵¹。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(6)水の安定供給

水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、当該事業を継続するため別に定める計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(7)犯罪の予防・取締り

県警は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

2 市町が行うこと

(1)遺体の火葬・安置

市町は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)生活関連物資等の価格の安定等

市町は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⁵⁰ 特措法第 55 条

⁵¹ 特措法第 59 条

(3)水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町(一部事務組合を含む)は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

3 指定(地方)公共機関が行うこと

(1)事業継続に向けた準備

指定(地方)公共機関は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)業務の継続等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施する ため、必要な措置を開始する。

(3)電気及びガスの安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(4)運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、 体制の確認、感染対策の実施等、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ず る。

電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で 定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、郵便及び信書便 を確保するために必要な措置を講ずる。

(5)緊急物資の運送等

- ア 輸送事業者である指定(地方)公共機関は、国、県の要請・指示により、食料品等の 緊急物資を輸送する。
- イ 医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関は、国、県の要請・指示により、医薬 品又は医療機器を配送する。

4 登録事業者が行うこと

(1)事業継続に向けた準備

事業継続に向けた必要な準備等を行う。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)業務の継続等

登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

5 一般の事業者が行うこと

(1)従業員の健康管理及び感染対策の実施

事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。

(2)食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜し みが生じないよう対応する。

- 6 県民が行うこと
- (1)消費者としての適切な行動

県民は、国の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、 適切な対応をとる。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)サービス水準の許容

県民は、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性があること を主旨とする国の呼びかけに応じる。

第4節 国内感染期

第1 想定状況等

第1 总定价况等				
	・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が			
	疫学調査で追えなくなった状態			
	・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。			
	・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。			
	《県内未発生期》			
	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態			
想定状況	《県内発生早期》			
	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の			
	接触歴を疫学調査で追うことができる状態			
	《県内感染期》			
	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うこと			
	ができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期			
	を含む。)。			
	1)医療体制を維持する。			
対策の目標	2)健康被害を最小限に抑える。			
	3)県民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。			
	1)感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な			
	感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。			
	2)地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、			
	都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。			
	3)状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の			
	状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かり			
	やすく説明するため、積極的な情報提供を行う。			
	4)流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体			
対策の考え方	制への負荷を軽減する。			
対象の与たり	5)医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられ			
	るようにし健康被害を最小限にとどめる。			
	6)欠勤者の増大が予測されるが、県民生活・地域経済の影響を最大限に			
	抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その			
	他の社会活動をできる限り継続する。			
	7)受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への			
	負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、			
	体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。			
	8)状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。			

第2 実施体制

1 県が行うこと

・県は、本部員会議及び対策会議を開催し、県の対応状況等について確認するとともに、必要に応じて、静岡県新型インフルエンザ等専門家会議の意見を踏まえ、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

[緊急事態宣言がされている場合]

- ・県内が区域として公示された場合は、緊急事態宣言に伴い変更された基本的対処方針に基づいた新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の都道府県による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ・市町において、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なく なった場合においては、特措法の規定に基づく代行、応援等の措置を行う。

2 市町が行うこと

・市町は、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

[緊急事態宣言がされている場合]

- ・市町は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに市町対策本部を設置する52。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

第3 サーベイランス・情報収集

1 県が行うこと

(1)情報収集

県は、国・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き 厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

(2)サーベイランス

全国規模での患者数が数百人程度に増加した段階で、国がサーベイランスの変更をしたときは、県は、新型インフルエンザ等患者の全数把握については継続を検討し、また、学校等における集団発生の把握については通常のサーベイランスに戻す。

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

県は、国内発生早期に引き続き、国の指示に基づき、新型インフルエンザ等患者の全数 把握を行う。

⁵² 特措法第 34 条

《県内感染期における対応》

県は、国の指示を受け、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを行う。

県は、国から情報提供される国内の発生状況に対し、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3)調査研究

県は、国の要請に応じて、国が感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を収集・分析するため、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や、特に重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な情報を国へ提供する。

2 保健所設置市が行うこと

(1)情報収集

保健所設置市は、国・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、 引き続き厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

(2)サーベイランス

全国規模での患者数が数百人程度に増加した段階で、国がサーベイランスの変更をしたときは、保健所設置市は、県と連携し、新型インフルエンザ等患者の全数把握については継続を検討し、また、学校等における集団発生の把握については、通常のサーベイランスに戻す。

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

保健所設置市は、国内発生早期に引き続き、国の指示に基づき、新型インフルエンザ等患者の全数把握を行う。

《県内感染期における対応》

保健所設置市は、国の指示を受け、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを行う。

保健所設置市は、国から情報提供される国内の発生状況に対し、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3)調査研究

保健所設置市は、国の要請に応じて、国が感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を収集・ 分析するため、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や、特に重症者の症状・治療 法と転帰等、対策に必要な情報を国へ提供する。

3 市町が行うこと

市町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪(インフルエンザ様疾患)の発生報告(学級・学校閉鎖等)を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

4 医療機関が行うこと

医療機関は、引き続き、国が示す届出基準に基づき、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を行う。

第4 情報提供・共有

1 県が行うこと

(1)情報提供

- ア 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- イ 県は、引き続き、県民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ウ 県は、引き続き、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや市町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(2)情報共有

県は、市町や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行や対策の状況を的確に把握する。

(3)コールセンター等の継続

県は、国が作成した、況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、コールセンター等を継続する。

2 市町が行うこと

(1)情報提供

- ア 市町は、引き続き、住民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の 発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とと もに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- イ 市町は、引き続き、住民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応 じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に 提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

ウ 市町は、引き続き、住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(2)情報共有

市町は、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有する。

(3)相談窓口等の継続

市町は、国が作成した、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、 市町の相談窓口等を継続する。

第5 予防・まん延防止

- 1 県が行うこと
- (1) 県内でのまん延防止対策
 - ア 県は、業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人 混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対 し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業⁵³(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校設置者に要請する。
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策 を講ずるよう要請する。
 - イ 県は、国の要請を受け、関係機関と共に、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者 が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
 - ウ 県は、国と連携し、県内感染期となった場合は、患者の治療を優先するため、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう医療機関に対し要請する。なお、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価したうえで継続の有無を国が決定する。
 - エ 県は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。

(2)予防接種

ア 特定接種の実施

県は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により行う特定接種を進める。

⁵³ 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

イ 住民接種

県は、市町において住民接種が開始されたときは、国の要請を受け、県民に対し、接種 に関する情報提供を行うとともに接種の実施に当たり、国と共に連携する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じた措置を講じる。

(3)特措法第45条第1項による予防・まん延防止

県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

(4)特措法第45条第2項による予防・まん延防止

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5)特措法第24条第9項等による予防・まん延防止

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

2 保健所設置市が行うこと

(1) 県内でのまん延防止対策

- ア 保健所設置市は、業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して次の要請 を行う。
 - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混

みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、 当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業54(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策 を講ずるよう要請する。
- イ 保健所設置市は、国の要請を受け、関係機関と共に、病院、高齢者施設等の基礎疾患 を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
- ウ 保健所設置市は、国と連携し、県内感染期となった場合は、患者の治療を優先するため、患者の濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を見合わせるよう医療機関に対し要請する。なお、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価したうえで継続の有無を国が決定する。
- エ 保健所設置市は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外 出自粛要請、健康観察等)は中止する。

3 市町が行うこと

(1)特定接種の実施

市町は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な 接種により行う特定接種を進める。

(2)住民接種の実施

市町は、国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

[緊急事態宣言がされている場合]

(3)住民接種

市町は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

4 登録事業者が行うこと

(1)予防接種

ア 特定接種の実施

登録事業者は、国の指示のもと、接種対象者に対して、本人の同意を得て、集団的な接種を行うことを基本として、特定接種を行う。

⁵⁴ 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

第6 医療等

1 県が行うこと

(1)患者への対応等

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

県は、国の要請を受け、引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に変更する。

《県内感染期における対応》

- ア 県は、国の要請を受け、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関でも新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制に変更する。
- イ 県は、国の要請を受け、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては 在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ウ 県は、国の要請を受け、在宅で療養する患者に対する処方箋の発行等について、国が 示す対応方針を周知する。
- エ 県は、国の要請を受け、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫 状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調 整する。

(2)医療機関等への情報提供

県は、引き続き国が発信する、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(3)抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

県は、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握に協力する。また、県内の 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフル エンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不足など あれば国備蓄分の配分を国に依頼する。

(4)医療機関・薬局における警戒活動

県警は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

[緊急事態宣言がされている場合]

(5)定員超過入院及び臨時の医療施設の設置

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関にお

ける定員超過入院⁵⁵等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し⁵⁶、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

2 保健所設置市が行うこと

(1)患者への対応等

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

保健所設置市は、国の要請を受け、引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に変更する。

《県内感染期における対応》

- ア 保健所設置市は、国の要請を受け、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関でも新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制に変更する。
- イ 保健所設置市は、国の要請を受け、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者 に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ウ 保健所設置市は、国の要請を受け、在宅で療養する患者に対する処方箋の発行等について、国が示す対応方針を周知する。
- エ 保健所設置市は、国の要請を受け、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

(2)医療機関等への情報提供

保健所設置市は、引き続き国が発信する、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する 情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

3 市町が行うこと

市町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

⁵⁵ 医療法施行規則第10条

⁵⁶ 特措法第48条第1項及び第2項(保健所設置市及び特別区以外の市町も状況によっては設置する。)

4 医療機関が行うこと

(1)医療の確保

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

医療機関は、海外発生期に引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。

《県内感染期における対応》

新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として、一般の医療機関は、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)医療の確保

医療機関は、業務計画で定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずる。

5 指定(地方)公共機関が行うこと

[緊急事態宣言がされている場合]

(1)医薬品又は医療機器の製造販売等の確保

医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医薬品又は医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

第7 県民生活・地域経済の安定の確保

- 1 県が行うこと
- (1)指定(地方)公共機関、登録事業者の事業継続

県は、国と連携し、指定(地方)公共機関及び登録事業者に業務計画等を踏まえ、事業 継続に向けた準備を行うよう促す。

(2)遺体の火葬・安置

県は、国からの要請に基づき、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等が確保できるよう準備を要請する。

[緊急事態宣言がされている場合]

(3)緊急物資の運送等

- ア 県は、緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定(地方)公共機関に対し、 食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- イ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ウ 正当な理由がないにもかかわらず、イ、ウの要請に応じないときは、県は、必要に応

じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(4)物資の売り渡しの要請等57

- ア 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たって、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請同意を得る。なお、当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- イ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し 特定物資の保管を命じる。

(5)生活関連物資等の価格の安定等

- ア 県は、県民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う58。
- イ 県は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ウ 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあると きは、適切な措置を講ずる。

(6)水の安定供給

水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、当該事業を継続するために別に 定める計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講 ずる。

(7)犯罪の予防・取締り

県警は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪防止をするため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

(8) 埋葬・火葬の特例等59

- ア 県は、国の要請に基づき、市町に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- イ 県は、国の要請に基づき、市町に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

⁵⁷ 特措法第 55 条

⁵⁸ 特措法第59条

⁵⁹ 特措法第 56 条

ウ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集するとともに、広域火葬の円滑な実施を進める。

2 市町が行うこと

(1)遺体の火葬・安置

市町は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)生活関連物資等の価格の安定等

- ア 市町は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給 を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及 び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体 等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- イ 市町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への 迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収 集窓口の充実を図る。
- ウ 市町は、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれが あるときは、適切な措置を講ずる。

(3)要援護者への生活支援

市町は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等) 搬送、死亡時の対応等を行う。

(4)埋葬・火葬の特例等60

- ア 市町は、国の要請に基づき、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- イ 市町は、国の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らか になった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(5)水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町(一部事務組合を含む)は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

3 指定(地方)公共機関が行うこと

(1)事業継続に向けた準備

指定(地方)公共機関は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向け

-

⁶⁰ 特措法第56条

た準備を行う。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)業務の継続等

- ア 指定(地方)公共機関は、事業を継続する。
- イ 指定(地方)公共機関は、国による、事業の継続の状況や新型インフルエンザ等の従 業員のり患状況等の確認に応じる。

(3)電気及びガスの安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(4)運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。 電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で 定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、郵便及び信書便 を確保するために必要な措置を講ずる。

(5)緊急物資の運送等

- ア 輸送事業者である指定(地方)公共機関は、国、県の要請・指示により、食料品等の緊急物資を輸送する。
- イ 医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関は、国、県の要請・指示により、医薬 品又は医療機器を配送する。

4 登録事業者が行うこと

(1)事業継続に向けた準備

事業継続に向けた必要な準備等を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2)業務の継続等

- ア 登録事業者は、特定接種の実施状況に応じ、事業の継続を行う。
- イ 登録事業者は、国による、事業の継続の状況や新型インフルエンザ等の従業員のり患 状況等の確認に応じる。

5 一般の事業者が行うこと

(1)従業員の健康管理及び感染対策の実施

事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。

(2)食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜し みが生じないよう対応する。

6 県民が行うこと

(1)消費者としての適切な行動

県民は、国の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、 適切な対応をとる。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)サービス水準の許容

県民は、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性があること を主旨とする国の呼びかけに応じる。

第5節 小康期

第1 想定状況等

No. 100c March				
想定状況	・新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている			
	状態。			
	・大流行はいったん終息している状況。			
	今後、流行が再燃(流行の次波が再来)する可能性と、結果的にその			
	まま流行が終息する可能性がある。			
	・国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等			
	緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公			
	示) ⁶¹ を行う。			
対策の目標	1)県民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。			
対策の考え方	1)第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うととも			
	に、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活			
	動への影響から早急に回復を図る。			
	2)第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性につい			
	て県民に情報提供する。			
	3)情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。			
	4)第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。			

第2 実施体制

1 県が行うこと

- ・県は、本部員会議及び対策会議を開催し、県の対応状況等について確認するとともに、必要に応じて、静岡県新型インフルエンザ等専門家会議の意見を踏まえ、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ・県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。
- ・県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく県対策本部を廃止する⁶²。県対策本部の廃止後は、各部局において必要な対策を行うとともに危機管理連絡調整会議等により、 情報共有等を行う。

2 市町が行うこと

・市町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく市町対策本部 を廃止する⁶³。

⁶¹ 特措法第32条第5項、小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

⁶² 特措法第 25 条

⁶³ 特措法第37条で準用する特措法第25条

第3 サーベイランス・情報収集

1 県が行うこと

(1)情報収集

県は、国・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き 厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

(2)サーベイランス

ア 県は、通常のサーベイランスを継続する。

イ 県は、再流行を早期に探知するため、国が行う学校等での新型インフルエンザ等の集 団発生の把握の強化に協力する。

2 保健所設置市が行うこと

(1)情報収集

保健所設置市は、国・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、 引き続き厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

(2)サーベイランス

ア 保健所設置市は、通常のサーベイランスを継続する。

イ 保健所設置市は、再流行を早期に探知するため、国が行う学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握の強化に協力する。

3 市町が行うこと

市町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

1 県が行うこと

(1)情報提供

ア 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終 息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

イ 県は、県民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(2)情報共有

県は、市町や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(3)コールセンター等の体制の縮小

県は、国の要請を受け、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。

2 市町が行うこと

(1)相談窓口等の縮小

市町は、国の要請を受け、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

第5 予防・まん延防止

1 県が行うこと

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(1)住民接種の実施

県は、必要に応じ、流行の第二波に備え、市町が行う特措法第46条に基づく住民接種の 実施について国と共に連携する。

2 市町が行うこと

(1)住民接種の実施

市町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)住民接種の実施

市町は、国及び県と連携し、必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、 予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

第6 医療等

- 1 県が行うこと
- (1)医療体制

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬

ア 県は、国が定めた適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し周知する。

イ 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(3)措置の縮小・中止

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

2 保健所設置市が行うこと

(1)医療体制

保健所設置市は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬

保健所設置市は、国が定めた適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し周知する。

3 市町が行うこと

市町は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す。

4 医療機関が行うこと

(1)医療体制

医療機関は、県、保健所設置市と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)措置の縮小・中止

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

5 指定(地方)公共機関が行うこと

[緊急事態宣言がされている場合]

(1)医薬品若しくは医療機器の製造販売等の確保

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

第7 県民生活・地域経済の安定の確保

1 県が行うこと

(1)緊急事態措置の縮小・中止

県は、国、市町、指定(地方)公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

2 市町が行うこと

(1)緊急事態措置の縮小・中止

市町は、国、県、指定(地方)公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

3 指定(地方)公共機関が行うこと

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(1)業務の再開

指定(地方)公共機関は、国による、被害状況等の確認に応じるとともに、流行の第二派に備え、事業を継続する準備を行う。

(2)緊急事態措置の縮小・中止

指定(地方)公共機関は、国、県、市町と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

4 登録事業者が行うこと

[緊急事態宣言がされている場合]

(1)業務の再開

登録事業者は、国による、被害状況等の確認に応じるとともに、流行の第二派に備え、 事業を継続する準備を行う。

5 一般の事業者が行うこと

(1)食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜し みが生じないよう対応する。

[緊急事態宣言がされている場合]

(2)業務の再開

事業者は、国の周知に基づき、地域の感染動向を踏まえながら、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開する。

6 県民が行うこと

(1)消費者としての適切な行動

県民は、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切に行動する。

計画の沿革

年月	名称	改定理由
平成 17 年	静岡県新型インフルエンザ保	策定(新型インフルエンザ対策行動計画(国行
12月	健医療対策行動計画	動計画、平成 17 年 11 月)策定)
平成20年		改定(国行動計画改定(平成19年10月))
1月		
平成 2 1 年		改定(感染症の予防及び感染症の患者に対する
9月		医療に関する法律(感染症法)及び検疫法の改
		正(平成20年5月)による国行動計画改定(平
		成21年2月))
平成23年	新型インフルエンザ対策の巻	改定 (" ふじのくに " 危機管理計画基本計画が
6月	(静岡県新型インフルエンザ	策定され、個別計画の感染症対策編に位置づけ
	保健医療対策行動計画を含む)	られたことに伴う改定)
平成 2 5 年	静岡県新型インフルエンザ等	作成(新型インフルエンザ等対策特別措置法施
9月	対策行動計画	行(平成 25 年4月) 新型インフルエンザ対
		策の巻及び静岡県新型インフルエンザ保健医
		療対策行動計画を廃止)